

公的個人認証サービスの電子証明書について（お知らせ）

平素より、公的個人認証サービスの電子証明書を利用いただきありがとうございます。

昨年12月22日をもって住民基本台帳カードの電子証明書を更新するサービスを終了し、本年1月からは新たな電子証明書が標準的に搭載されたマイナンバーカードの交付が開始されています。

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間満了日まで利用することが可能ですが、有効期間満了後は、マイナンバーカードの交付（無料）を申請いただく必要があります。

マイナンバーカードの交付は、交付申請後から市区町村ごとに異なりますが、約1ヶ月程度の時間を要します。平成28年分の確定申告等で電子証明書を利用する場合は、早期に申請をお願いします。

マイナンバーカードを取得すると確定申告での利用に加え、住民票や戸籍等をお近くのコンビニ等で取得できるサービスの利用が可能となります。また、「マイナポータル」サービスが開始されるとweb上で本人のマイナンバーの利用状況や行政サービスに関するお知らせなどの確認が可能になります。マイナンバーカードを取得いただき、引き続き、電子証明書の利用をお願いします。

- ※ 申請方法は、昨年10月以降に通知カードと交付申請書とともに各世帯に送付している案内やマイナンバーカード総合サイトに掲載しています。
 - ・マイナンバーカード総合サイト <https://www.ko.jinbango-card.go.jp/>
- ※ お問い合わせ先：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）
- ※ このお知らせは、本年4月1日から来年3月31日までに、住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間が満了する方にお送りしています。既にマイナンバーカードの交付申請等をお済ませでしたら、行き違いですのでご容赦ください。